

沖縄県企業局建設コンサルタント業務成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県企業局が委託契約した測量、建設コンサルタント業務（土木建築に関する工事の設計又は工事に関する調査、企画、立案を行う業務をいう。）、地質調査業務（地質又は土質について調査、計測、解析及び判定を行うことにより、土木建築に関する工事の設計又は工事に関する調査、企画、立案を行う業務をいう。）（以下「測量、建設コンサルタント業務及び地質調査業務を併せて「委託業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成と委託業務の品質確保に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領の対象となる委託業務は、次の業務とする。

- (1) 土木設計業務等委託契約約款により契約した委託業務（以下「土木設計等業務」という。）（但し、現場技術業務委託は除く）
- 2 評定は、原則として1件の業務委託料が500万円以上の委託業務について行うものとする。ただし、災害に伴う緊急業務に関するもの及び委託業務を所掌する本庁の課長及び出先機関の長においてこの要領による評定の必要がないと判断したものは対象外とする。

(評定者)

第3条 委託業務の評定者を行う者（以下「評定者」という。）は次に掲げる検査職員、調査職員をいう。

- 2 検査職員とは、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号。以下「財務規則」という。）第113条第1項に定める者をいう。
- 3 調査職員とは、沖縄県企業局コンサルタント業務監督要領第3条第1項第2号に定める者をいう。

(評定の方法)

第4条 評定は、委託業務ごと評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一つの委託業務の調査職員等あるいは検査員が複数の場合においてはお互いに協議して評定を行うものとする。

- 2 前項の評定を行う場合であって検査の結果修補等が必要となった委託業務については、修補前の状態で評定を行うものとする。
- 3 評定の結果は、別記様式第1の委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。
- 4 評定の基準は別に定めるところによる。

(評定の時期)

第5条 評定は、調査職員等にあつては当該委託業務が完了したとき、検査職員にあつては当該検査を行ったときそれぞれ行うものとする。

(評定表の提出)

第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく評定表を委託業務を所掌する本庁の課長及び出先機関の長に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7条 委託業務を所掌する本庁の課長及び出先機関の長は、評定者から評定表の提出があつたときは、遅滞なく当該委託業務の受注者に対して評定の結果を、別記様式第2により通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 委託業務を所掌する本庁の課長及び出先機関の長は、第7条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は修正しなければならない。

2 委託業務を所掌する本庁の課長及び出先機関の長は、前項の修正を行ったときは遅滞なく当該委託業務の受注者に対して評定の結果を別記様式第3により通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条及び第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(沖縄県の休日(以下「休日」という)を含まない。)以内に別記様式第4により委託業務を所掌する本庁の課長及び出先機関の長に対して評定点の内容について説明を求めることができる。

2 委託業務を所掌する本庁の課長及び出先機関の長は、前項による説明を求められた場合、書面を受理した日から起算して14日(休日(以下「休日」という)を含まない。)以内に別記様式第5により回答するものとする。

3 委託業務を所掌する本庁の課長及び出先機関の長は、第1項の回答をする場合、本庁においては本庁の者で構成される、事務所においてはかいの者で構成される沖縄県企業局委託業務等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

4 前項の沖縄県企業局委託業務等成績評定評価委員会は、「沖縄県企業局工事成績評定点通知実施要領第5条2項」に基づいて設置された沖縄県企業局工事成績評点評価委員会と兼ねることができるものとする。

5 沖縄県企業局工事成績評定評価委員会運営要領における「工事」を「工事又は委託業務等」に読み替えることができるものとする。

(評定表の取りまとめ)

第10条 委託業務を所掌する本庁の課長及び出先機関の長は、当該年度の4月1日から

翌年の3月31日末日までの間において完了した委託業務に係る評点表を取りまとめ、次年度4月末日までに企業局長（総務企画課長）に提出するものとする。

（附則）

この要領は、平成23年6月1日以降に契約した委託業務について適用する。

（附則）

この要領は、平成25年4月1日以降に契約した委託業務から適用する。